



# **旭川市新型インフルエンザ等対策 住民接種ガイドライン（案）**

**令和8年 月  
旭川市**

## 目 次

1 旭川市新型インフルエンザ等対策住民接種ガイドラインの位置付け及び旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画との関連	1
2 住民接種の法的位置付け	2
3 旭川市における新型インフルエンザ住民接種の対象者	2
(1) 接種対象者の範囲	2
(2) 接種対象者の分類	3
(3) 接種順位の考え方	3
(4) 接種に注意を要する方	4
(5) 16歳未満の接種	4
(6) 接種対象者の試算	4
4 住民接種の考え方	5
(1) 新型インフルエンザワクチンの供給まで	5
(2) 新型インフルエンザワクチンの接種回数及び間隔	5
(3) 異なる種類のワクチンを用いた複数回接種	5
5 旭川市における住民接種シミュレーション	5
(1) 新型インフルエンザワクチンの被接種者	5
(2) 新型インフルエンザワクチンの接種回数	6
(3) 接種間隔及び期間	6
(4) 接種場所別の1日当たりの接種者数	6
(5) 集団接種会場における接種に係る想定時間	6
(6) 住民接種対象者への接種体制（案）	7
6 集団接種における実施体制の構築	7
(1) 集団接種会場（1か所）での接種希望者対応数	7
(2) 集団接種会場での流れ	7
(3) 集団接種会場での従事者の役割分担及び必要人数	9
(4) 集団接種会場での感染防止及び医療安全対策について	10
7 住民接種の予約	11
(1) 周知方法	11
(2) 予約方法	11
8 ワクチンの流通	12
(1) 事前登録等	12
(2) 発生初期の情報の流れ	12

## 1 旭川市新型インフルエンザ等対策住民接種ガイドラインの位置付け及び 旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画との関連

新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、平成25年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行され、新型インフルエンザ等発生時には市町村は速やかに住民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）を実施する旨が規定された。

その後、新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえ、令和4年12月9日に特措法及び予防接種法（昭和23年法律第68号）が改正され、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないよう、特措法第27条の2の規定により、緊急の必要があると認める場合は、臨時に行う予防接種について、その対象者や期間を定めるものとし、緊急かつ可能な限り多くの国民にワクチンを接種することとされた。

また、国が新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ令和6年7月に改訂した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、新型インフルエンザ等発生時には、市町村は特措法に基づき予防接種等を迅速に実現するための準備を行うことが示されたことを受け、この度改定する「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」に「旭川市新型インフルエンザ等対策住民接種ガイドライン」を定め、住民接種体制の構築を図るため、一体で運用することとする。

なお、このガイドラインについては、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 2 住民接種の法的位置付け

特措法第27条の2に基づき、政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、重要事項として、予防接種法第6条第3項（臨時接種）に基づく予防接種の対象者及び期間を定める。

根拠	予防接種法 第6条第3項
趣旨等	A類疾病のうち全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病的まん延予防上緊急の必要
実施主体	市町村長又は都道府県知事
対象者の決定	厚生労働大臣
費用負担	国 10/10
自己負担	なし
公的関与	勧奨あり 努力義務あり ※政令で定めるものは除く。

## 3 旭川市における新型インフルエンザ住民接種の対象者

### （1）接種対象者の範囲

- ア 原則、旭川市の区域内に居住する全ての者（在留外国人を含む。）
  - イ 次に掲げる者については、住民基本台帳に記載されていないため、新型インフルエンザ等発生から住民接種が実施されるまでに、当該接種対象者又は保護者が旭川市に接種を希望する旨の申請を行う等により把握する。
    - （ア）長期入院・入所者
    - （イ）里帰り分娩の妊娠婦及び同伴の小児
    - （ウ）その他旭川市長が認める者
- 住民基本台帳に登録がない市町村で接種を希望する場合は、ワクチンの供給状況や居住の状況、公衆衛生的観点等から、市町村の判断で対象とすることができる。

## (2) 接種対象者の分類

新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和6年8月30日付け内閣感染症危機管理統括庁改定）の予防接種（ワクチン）に関するガイドラインでは、接種対象者は次の4つの群に分類される。

### ア 医学的ハイリスク者（基礎疾患有する者・妊婦）

呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより、重症化するリスクが高いと考えられる者で、基礎疾患と妊婦が該当する。

### イ 小児

国から接種対象年齢が示されるまで接種対象とならない1歳未満の乳児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者も含む。

### ウ 成人・若年者

市内に居住する16歳以上65歳未満で、上記ア及びイの群に分類されない方が該当する。

### エ 高齢者（65歳以上の者）

新型インフルエンザウイルス等に感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の方が該当する。

【表 政府行動計画における接種対象者の4群】

ア 医学的 ハイリスク者	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎疾患有する者（基礎疾患は発生時に国が基準を示す。）</li><li>・妊婦</li></ul>
イ 小児	<ul style="list-style-type: none"><li>・1歳以上16歳未満の者</li><li>・1歳未満の小児の保護者</li><li>・身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者</li></ul>
ウ 成人・若年者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に居住する16歳以上65歳未満で、次に分類されない者</li><li>①医学的ハイリスク者</li><li>②小児</li><li>③高齢者</li></ul>
エ 高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>・65歳以上の者</li></ul>

## (3) 接種順位の考え方

新型インフルエンザ等の重症化や死亡を可能な限り抑える考え方等を踏まえ、発生した新型インフルエンザの病原性等の情報と合わせ、3(2)の接種対象者4群より、政府において接種順位が決定される。

#### (4) 接種に注意を要する方

次の対象者については、かかりつけ医の判断の下接種することが望ましいため、かかりつけ医のいる医療機関での接種とする。

なお、かかりつけ医療機関で接種ができない場合は、接種可否の判断のみ、かかりつけ医に確認すること、また、かかりつけ医がない場合は、接種医師に相談し、接種の可否を確認する。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する者  
イ 予防接種後2日以内に発熱が見られたことがある者及び全身性発疹等のアレルギーを

疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往歴のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある者

#### (5) 16歳未満の接種

16歳未満の接種対象者のうち、中学生に相当する年齢の対象者が接種する場合は、その保護者が、当該ワクチン接種に係る安全性等を十分理解し、同意することにより、保護者の同伴がなくても、接種が可能。

小学生に相当する年齢以下の者については、接種に当たり、保護者の同伴が必要。

#### (6) 接種対象者の試算

試算人数については、5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づいて更新する。

【表 接種対象者別の推定人数及び試算方法の考え方】

接種対象者		推定人数 ※1	住民接種対象者試算方法
医学的 ハイリスク者	基礎疾患有する者※2	23,051人	対象地域の人口の7%
	妊婦	1,892人	母子健康手帳届出数
小児	幼児	10,536人	人口統計（1歳以上-6歳未満）
	乳児保護者	3,704人	人口統計（1歳未満児）×2
	小中高生相当	30,962人	人口統計（6歳から18歳未満）
高齢者		112,411人	人口統計（65歳以上）
成人		144,898人	対象地域の人口統計から上記の人数、1歳未満の人口（人口統計）を除いた人数

※1 人口統計は、令和2年国勢調査の人口を基に算出。

※2 基礎疾患有する者は、具体的な疾患名や診断基準については、発生した新型インフルエンザの性質等を踏まえた上で、発生時に国から示される予定。

## 4 住民接種の考え方

### (1) 新型インフルエンザワクチンの供給まで

ワクチン製造用のウイルス株決定後、6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンが国内製造される計画となる。製造は、約4か月程度を要する。

現状で、国が想定する最大出荷可能量は、全国で600～800万人分／週であり、旭川市に出荷可能な最大量は、人口で按分すると15, 663～20, 884人分／週と想定される。

### (2) 新型インフルエンザワクチンの接種回数及び間隔

追加接種の必要性については、病原性の評価等を踏まえ、国において決定されるが、2回目の接種は、1～3週間の間隔をおくと想定される。

### (3) 異なる種類のワクチンを用いた複数回接種

製造方法等の違いがあるため、原則、同一種類のワクチンで実施する。

なお、異なる種類のワクチンでも、有効性、安全性等が認められた場合は、複数回接種の際に、異なる種類のワクチンによる接種も可能となる場合がある。

## 5 旭川市における住民接種シミュレーション

### (1) 新型インフルエンザワクチンの被接種者

旭川市での新型インフルエンザワクチン接種率を90%と想定する。

※新型インフルエンザワクチンの接種率については、新型コロナウイルスワクチンの接種率を参考に推定している。疾病の重症化、ワクチンの安全性等により、接種率が変わる可能性はあるが、特定接種や施設での集団接種等も想定され、対象者は減る可能性がある。乳児を対象とするかは、その都度、国で判断される。

【表 旭川市での被接種者の試算】

総人口	基礎疾患 あり	妊婦	幼児	乳児 保護者	小中校生 相当	高齢者	成人
329, 306 人	23, 051 人	1, 892 人	10, 536 人	3, 704 人	30, 962 人	112, 411 人	144, 898 人
上記対象者のうち、接種率90%とした場合を想定							
296, 376 人	20, 746 人	1, 703 人	9, 482 人	3, 334 人	27, 866 人	101, 170 人	130, 408 人
合計	294, 709 人						

(2) 新型インフルエンザワクチンの接種回数

旭川市で想定される接種対象者が、2回ワクチンを接種する。

$$294,709 \text{人} \times 2 \text{回接種} = 589,418 \text{回接種}$$

(3) 接種間隔及び期間

旭川市に出荷可能な最大量20,884人分／週として、3週間間隔で2回の接種を実施すると想定した場合、接種期間は、約32週間となる。

	1週	2週	3週	4週	5週	6週…27週	28週	29週	30週	31週	32週
1回目	●	●	●	●	●	●…●	●	●			
2回目				●	●	●…●	●	●	●	●	●

※1～3週及び30～32週は、週に最大10,442人分の接種者とし、4週から29週までは、週に最大20,884人分の接種と想定する。

(4) 接種場所別の1日当たりの接種者数

接種形態	接種場所	接種規模	対象者
個別	医療機関	市内の医療機関の状況により、1日10人以上での実施を想定。	主に、基礎疾患がある方、妊婦、幼児のほか、かかりつけ医がいる方等を対象として想定。
集団	入所施設等	施設の医師や看護師等により対応するため、施設ごとに対応可能な人数で、数日間に分散する等の対応を想定。	主に、高齢者、障害のある方等、施設に入所していて、施設の医師等による接種を行う場合を想定。
	集団接種会場	1日400人以上の規模での実施を想定。会場の規模、収容可能人数により、実施形態の変動あり。	主に、小学生以上で、かかりつけ医のいない方、かかりつけ医から接種が可能と判断されている方等の利用を想定。

(5) 集団接種会場における接種に係る想定時間

ア 医師の診察について

診察時間を平均2分と想定し、医師1人につき、1時間で最大30人対応と積算する。

医師1人が従事した場合の1集団接種会場での対応可能人数

$$1 \text{時間} \quad 30 \text{人対応} \times 7 \text{時間} = 210 \text{人／日}$$

#### イ ワクチン接種について

ワクチン接種に要する時間は、1人につき3分と想定し、看護師1人につき1時間で20人対応と積算する。

#### (6) 住民接種対象者への接種体制（案）

新型インフルエンザワクチンが最大量（20, 884人分／週）出荷された場合の接種体制について、次のとおり想定する。

会場別	運用体制	接種対応人数
集団接種	1会場、診察の医師は3人で、7時間稼働すると想定する。 ◎ 医師3人 × 210人／日 × 3会場 × 6日間	11, 340人分 接種
個別接種	各医療機関での対応可能人数については、規模により違いがあるため、平均として示す。 ◎ 対象者 20人／日 × 100か所 × 5日間	10, 000人分 接種
合 計		21, 340人分

※ 平均として運用体制を試算するが、会場規模や医師の配置状況等により変動する。

### 6 集団接種における実施体制の構築

ワクチンの供給状況、集団接種会場の規模等により、感染防止策をとりながら運用できる実施体制を構築する。

本実施体制については、一般社団法人旭川市医師会や一般社団法人旭川歯科医師会、一般社団法人旭川薬剤師会等、関係団体とも協議し、詳細について決定していくが、現段階で想定される体制について、次のとおり整理する。

#### (1) 集団接種会場（1か所）での接種希望者対応数

集団接種会場1か所につき、1日最大630人程度に対応するとして想定する。

#### (2) 集団接種会場での流れ

##### ア 会場の稼働時間

1日最大7時間稼働する。

##### イ 接種者1人に係る対応時間

既往等により、体調確認の時間は異なるが、1人につき25～40分の対応時間と想定する。

【表 集団接種の基本的な流れと所要時間の想定】

業務名	作業	所要時間
受付・問診票確認	本人確認や予診票の記載漏れ等の確認	5分
診察	接種可否の判断や接種意思の確認等	2分
接種	ワクチン接種、接種済証明書の発行	3分
体調確認	健康観察	15～30分
合計		25分～40分

#### ウ 会場の受入人数

集団接種会場を1日7時間稼働させる場合、1時間に最大90人受け入れることとなる。

受付は、10分おきに15人に対応し、1人25～40分程度で終了すると、約60人が会場内に滞在する想定となる。

#### エ 会場の要件

公共施設を中心に、次の要件を考慮し、選定する。

##### (ア) 長期間の利用が可能

接種を希望する全市民に対応する場合、約8か月（約32週間）程度を要することもあるため、長期利用が可能な会場を検討する。

##### (イ) 感染防止対策の徹底

密集等を避け、接種者同士の間隔の確保、換気を常時実施すること、一方向での移動経路を設定できること等、発生した新型インフルエンザの特性に合わせた必要な感染防止策を徹底できる会場とする必要がある。

#### オ 接種用具

接種用具等（特に注射針・注射器、体温計等必要とするもの）は、旭川市が準備し、接種を実施する場合の注意事項は以下のとおりとする。

(ア) ワクチンが無駄にならないよう、供給されるバイアルに応じた接種体制・接種方法を検討する。

(イ) 発症者が来場することも想定し、受付で体温等の確認を徹底する。

(ウ) 接種会場には、予防接種直後のアナフィラキシーショックなど即時性全身反応等の発生に対応するためにアドレナリン等の必要な薬品及び用具等を備える。

#### カ ワクチンの保管について

貯蔵温度を常に保つことができる性能を有する貯蔵設備に、自記温度計を備え、温度記録は2年間保存する。

なお、実際の保管方法については、発生時に流通するワクチンの添付文書の記載に則り対応する。

また、ワクチンの有効期限切れを使用しないよう、管理を徹底する。

#### (3) 集団接種会場での従事者の役割分担及び必要人数

1会場最大630人の集団接種を行うことを想定し、従事者の役割、必要人数を算定する。

##### ア 受付等事務

職種	業務内容及び必要人数
事務職員 (計13人)	総括（1人）、体温測定及び手指消毒担当（1人）、会場での受付（問診票記載漏れ確認）（3人）、誘導等会場案内（4人）、接種済証交付、次回予約確認（3人）、健康観察後対応（1人）等 ※その他：待合場所、診察場所の消毒を、受付等事務担当で分担する。

##### イ 診察、救急対応業務

職種	業務内容及び必要人数
医師 (計3～4人)	診察（2人）、診察補助及び副反応による救急対応（1～2人）。

##### ウ ワクチン接種業務

職種	業務内容及び必要人数
看護師、薬剤師 (計12人)	看護師又は薬剤師：問診（3人） 看護師：ワクチン接種（5人） 看護師又は薬剤師：ワクチン準備（4人） ※その他：必要時、接種後副反応への対応介助を行う。

【表 集団接種の基本的な業務及び職種】

\*○は職種ごとの対応業務

業務	人数	医療従事者			事務員 事務職員等
		医師	看護師	薬剤師	
体温測定・手指消毒	1人				○
誘導等会場案内	4人				○
受付（問診票確認）	3人				○
問診	3人		○	○	
診察	2人	○			
診察補助・副反応等の救急対応	1～2人	○			
ワクチン準備	4人		○	○	
ワクチン接種	5人		○		
接種済証交付・次回予約確認	3人				○
健康観察対応	1人				○
統括	1人				○
合 計	28～29人 (内訳) 医師3～4人、看護師・薬剤師12人、事務員13人				

#### (4) 集団接種会場での感染防止及び医療安全対策について

##### ア 感染防止対策の徹底

###### (ア) 会場での手指及び環境消毒の徹底

###### (イ) 換気の徹底

###### (ウ) 動線の確保

受付から接種、接種後待合まで、動線が交差しないよう、一方向に移動できるよう会場内のレイアウトを行う。

###### (エ) 混雑の緩和

会場内での混雑を避け、感染対策を徹底させるため、来所者に受付時間遵守の協力を仰ぎ、スムーズな集団接種会場の運営により、混雑の緩和を図る。

##### イ 医療安全対策の徹底

集団接種は、多くの職員が短期間で入れ替わり、間違い接種等のリスクが高くなることから、ワクチンの種類、有効期限、接種量、接種間隔、接種回数、接種対象年齢等、接種間違いを未然に防ぐための環境整備、職員への周知等を図り、事故防止対策を徹底する。

## 7 住民接種の予約

新型インフルエンザワクチンは、1アンプル10人分等で供給されることから、限られたワクチン供給量の中で、余剰を出さずにワクチンの有効活用を図るため、また、接種会場での混雑、密集を避けるためにも予約制での実施とする。

さらに、ワクチンの供給量を十分見込めない可能性が高く、特に、住民接種開始当初は、接種希望者が殺到することが予想されるため、これらの混乱を緩和するための対応案も必要となる。

### (1) 周知方法

ホームページ、広報等で広く周知することに加え、個別通知の実施も検討する。

予防接種事務のデジタル化の進捗状況により、接種対象者のスマートフォン等に通知する等が実施可能となるため、その推進状況により、必要となる周知方法について協議し、実施する。

### (2) 予約方法

予防接種事務のデジタル化の進捗状況により、今後、接種予約等も電子申請が主になることが想定される。

これに加え、電子申請が困難な接種希望者の予約方法についても整備する。

#### ア ワクチン供給が可能な場合

特に、住民接種開始当初やワクチン供給量が充分見込めない時期の予約は、希望者が殺到するため、複数の予約受付体制整備を検討する。

電子申請による予約	電子申請にて予約受付体制を整備。
電話予約	コールセンターの設置等による予約受付体制を整備。一部の医療機関への直接予約も想定される。
予約サポート窓口	電話やインターネットでの予約が困難な方向けに、サポート窓口の設置を検討。
施設予約	施設で接種希望を募り、日程を調整する予約受付体制を整備。

#### イ ワクチン供給が困難な場合

ワクチン需要に対し供給が困難な場合は、混乱を避けるため、接種希望者の基本情報、接種を希望する場所、曜日等接種希望を把握し、ワクチン納入後に調整する仕組みを検討する。

## 8 ワクチンの流通

### (1) 事前登録等

- ア 試算した接種対象者数を、北海道に登録する。
- イ 北海道と協力し、管内を管轄する都道府県卸組合やその他新型インフルエンザワクチンの流通に必要な団体と協議を行い、接種会場及び当該会場にワクチンを搬入する配送担当の卸業者をあらかじめ決定し、北海道に登録する。
- ウ 全ての製造販売業者のワクチンを同時並行的に流通させることができるよう、体制を整備する必要があることから、北海道と調整の上、必要時、配送担当の卸業者との間で覚書を締結するなど、ワクチンの流通に係る合意を得る。

### (2) 発生初期の情報の流れ

(発生初期：ワクチンの需要が供給を大きく上回っている状況)

- ア 北海道から、接種会場別のワクチン配分数について、旭川市に連絡がある。
- イ アで連絡のあった接種会場別のワクチン配分数を踏まえ、接種対象者を選定し、接種希望者の予約を受け付ける。
- ウ ワクチン接種者数、ワクチンの納品状況及び接種会場におけるワクチンの在庫状況を把握し、北海道に報告する。
- エ 接種会場を担当する配送担当の卸業者に対し、各接種会場におけるワクチンの在庫状況を情報提供する。